

板橋区議会報告会の効果検証について

令和 7 年 12 月 11 日の議会運営委員会において、各会派から検討課題に対する意見が出され、令和 8 年 5 月に「広聴広報に関する意見聴取を目的とした議会報告会」を開催することが合意された。

については、下記のとおり、検討課題について引き続き議論するとともに、5 月に開催する議会報告会について検討する。

記

1 検討課題

- (1) 条例に沿った取組について ⇒ 議論終了
- (2) 議会報告会の実施場所等について ⇒ 議論終了
- (3) 参加者数等について ⇒ 議論終了

【合意事項】

- ・議会報告会の広聴広報に関する意見聴取を行うため、令和 8 年 5 月に議会報告会を開催する。
- ・その他 1 つテーマを決めて、質疑応答の時間を設ける。
- ・議会運営委員が中心となって運営する。
- ・議会報告会終了後に振り返りを行う。その結果を踏まえ、次回以降の実施方法等について検討する。
- ・実施場所については、固定化せず柔軟に対応する。

- (4) 議会報告会の運営について【本日議論】
→ 区議会事務局の関わり・負担などに関する検討
- (5) その他【本日議論】

2 第 13 回板橋区議会報告会の開催について

- (1) 開催日程及び時間

別紙 1 参照

【参考】

- 第 10 回 令和 5 年 12 月 20 日（水）18 時 30 分から（60 分）
- 第 11 回 令和 6 年 5 月 14 日（火）18 時 30 分から（60 分）
- 第 12 回 令和 7 年 5 月 19 日（月）18 時 30 分から（60 分）

(2) 開催方法

【案】会場対面形式、ハイブリッド形式（会場対面形式とオンライン形式を併用）

(3) 会場

【案】区役所 11 階第 1 委員会室、グリーンホール 1 階ホール、文化会館大会議室、成増アクトホール、高島平区民館

※区役所 11 階第 1 委員会室において、既存の議会中継システムが使用可能。

※第 11 回及び第 12 回は、第 1 委員会室において開催し、議会報告会終了後に議会ツアーを実施した。

(4) 実施内容

【第一部】議会報告会の広聴広報に関する意見聴取を行う。

【第二部】その他 1 つテーマを決めて、質疑応答の時間を設ける。

(5) 今後の運営体制

別紙 2 「板橋区議会報告会実施要領」に基づき、実行委員会を設置し、必要な事項を決定する。なお、実行委員会は議会運営委員を構成員とする。

【参考】今後決定すべき主な事項

- ・当日出席議員及び役割分担（従来通り、全議員に協力を求めるかなど）
- ・全体会の実施の有無、内容
- ・参加方法（申込方法）及び周知方法（ポスター、区議会だよりなど）
- ・アンケート内容

(6) 議会報告会終了後の振り返り

議会報告会終了後の議会運営委員会（5月 21 日予定）において振り返りを行い、次回以降の実施方法等について検討する。

3 【参考】議会運営委員会の日程

	日 程	備 考
①	令和 7 年 12 月 5 日（金）【終了】	第 4 回定例会
②	12 月 11 日（木）【終了】	
本日	令和 8 年 2 月 5 日（木）	第 1 回定例会
④	2 月 19 日（木）	
⑤	2 月 27 日（金）	
⑥	3 月 23 日（月）	
⑦	5 月 21 日（木）【予定】	臨時会の前日
5 月 22 日（金）【予定】 臨時会（議会運営委員の選任）		
⑧	5 月 27 日（水）【予定】	第 2 回定例会
⑨	6 月 15 日（月）【予定】	
⑩	6 月 19 日（金）【予定】	

第13回板橋区議会報告会 開催日程（案）

令和8年5月 議会日程（予定）

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
4月26日	4月27日	4月28日	4月29日	4月30日	5月1日	5月2日
			昭和の日		候補日	
5月3日	5月4日	5月5日	5月6日	5月7日	5月8日	5月9日
憲法記念日	みどりの日	こどもの日	振替休日		候補日	
5月10日	5月11日	5月12日	5月13日	5月14日	5月15日	5月16日
	候補日		閉会中委員会		【告示】 幹事長会	
5月17日	5月18日	5月19日	5月20日	5月21日	5月22日	5月23日
				幹事長会 議会運営委員会	本会議 (臨時会)	
5月24日	5月25日	5月26日	5月27日	5月28日	5月29日	5月30日
			【告示】 幹事長会 議会運営委員会	議案説明会		

【議会報告会終了後のスケジュール（案）】

5月21日（木）議会運営委員会 議会報告会の振り返り

5月22日（金）臨時会 議会運営委員の選任

板橋区議会報告会実施要領

1 趣旨

東京都板橋区議会基本条例第12条第2項の規定に基づき、板橋区議会報告会（以下「報告会」という。）の実施について、必要な事項を定めるものである。

2 運営体制

報告会を開催する際は、議会運営委員会の決定により議会報告会実行委員会（以下「実行委員会」という。）を設置する。

- (1) 実行委員会の構成員（以下「実行委員」という。）の人数、会派の割振りについては、議会運営委員会に準ずるものとする。
- (2) 実行委員会には委員長及び副委員長を各1名ずつ置くこととし、選出する会派は、議会運営委員会に準ずるものとする。
- (3) 実行委員会に出席していない会派については、実行委員会が必要と認めた場合、出席し、発言できるものとする。
- (4) 任期は、議会運営委員会へ提出した報告書の了承をもって満了とする。

3 開催回数等

同一年度内に1回以上開催する。

- (1) 開催回数及び時期については、議会運営委員会で決定する。
- (2) 日程及び会場については、実行委員会で決定する。
- (3) 改選年度の開催回数及び時期については、改選前年度の議会運営委員会にて決定する。

4 報告内容

次に掲げる事項を参考に、実行委員会において選定・決定する。また、報告者は、報告内容について、事前に実行委員会正副委員長の許可を得るものとする。

- ① 議会の活動状況
- ② 新年度の予算の内容
- ③ 前年度の決算の内容
- ④ 議案等の審議状況
- ⑤ 情勢に応じたテーマ
- ⑥ その他重要と思われる事項

5 次第及び時間

報告会は1～2時間程度とし、次第は次の例を参考に、実行委員会において決定する。

- ① 開会あいさつ
- ② 議長あいさつ
- ③ 議会報告
- ④ 意見要望・応答
- ⑤ 閉会あいさつ

6 報告会資料

報告会資料は、次の例を参考に、実施内容に即して用意する。

- ① 報告会次第
- ② 報告資料
- ③ その他（区議会だより等）

※会場での配付資料は可能な限り、区議会ホームページから閲覧・ダウンロードができるようにする。なお、オンライン開催の場合は、資料の提示・ダウンロード等、視聴者にわかりやすい方法を取り入れるよう努める。

7 議員の発言

- (1) 議会として行う報告会である以上、議員の発言は、原則として議会決定事項を中心とし、議員個人の見解を述べることはできないものとする。ただし、区議会だより等により、公開された情報の範囲において、各会派の態度表明結果を述べることは妨げない。
- (2) 上記規定に抵触する場合、実行委員長はその発言を制止できるものとする。

8 役割分担

報告会及び実行委員会の運営全てを議員自らが行う。

- (1) 報告会における役割は、進行、報告者、会場設営・運営、記録、報告書の作成を基本とし、その他必要に応じ、実行委員会が別に定める。
- (2) 実行委員は、役割のいずれかに従事し、責任を担うこととする。
- (3) 必要に応じて実行委員以外の議員に対し、役割の有無にかかわらず、協力を求めることができるが、あくまでも任意により、強制するものではない。

9 周知方法

周知方法は、次のとおりとする。

- ① 区議会だより
- ② 広報いたばし
- ③ 区議会ホームページ・ツイッター
- ④ 議員個人による周知
- ⑤ その他（ポスター・チラシ・報道発表等）

10 運営方針

- （1）進行は、実行委員長が整理する。
- （2）意見要望に対しては可能な限り即答することに努める。また、協議を要すると実行委員長が判断した場合には、意見要望を持ち帰り、回答内容を実行委員会で協議したのち、後日回答する。
- （3）意見要望については、報告した内容の範囲に限り、受け付ける事を基本とする。
- （4）録音や写真、動画撮影を行い、報告会の経過を記録する（議事録は作成しない）。

11 報告書の作成

報告会終了後、議事の要点、概要、成果や反省、質疑に対する回答、意見・要望等を整理し、すみやかに報告書にまとめ、議会運営委員会に提出する。なお、聴取した意見要望等については、理解を深めた上で、今後の議会活動、報告会等に生かしていくこととする。

- （1）報告書の作成は、実行委員が担うこととする。
- （2）報告書は、区議会ホームページに掲載し、開催要旨を区議会だよりで公表する。

12 参加者の取扱い

議会の傍聴規則を準用するとともに、参加者への事前周知に努める。

- （1）報告会の参加を支援するため、手話通訳及び一時保育ができるよう配慮する。
- （2）報告会実施中の撮影は、運営に支障がない範囲において認めることとする。

13 資料の管理

報告会及び実行委員会で使用した資料等については、一括して実行委員長が管理し、次期実行委員長へ引き継ぐこととする。

14 その他

本要領に定めのない事項に関して、疑義が生じた場合は、正副実行委員長で協議し、決定する。

付 則

この要領は平成28年2月8日から施行する。

付 則

この要領の一部改正は、令和4年2月21日から施行する。